

2021年6月7日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市昭和通2丁目2番27号
特 殊 電 極 株 式 会 社
代表取締役社長 上 林 克 彦

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び株主様の安全確保のためにも、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2021年6月24日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96
尼崎商工会議所 7階701会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに行使してください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokuden.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎今後の新型コロナウイルス感染状況の変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.tokuden.co.jp>) にてお知らせいたします。
 - ◎今回の株主総会につきましては、お土産のご用意はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使
<https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年6月24日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引されている証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く。)

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中間の貿易摩擦の長期化や地政学的リスク等による海外経済の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中にあって当社グループは、営業部門におきましては、営業活動の効率化と高度化を推進し、売上拡大に鋭意努力してまいりました。

生産工場及び工事工場におきましては、安全第一のもと、技術の伝承を進めるとともに品質の向上や作業の効率化を推し進めてまいりました。

研究開発などの技術部門におきましては、新技術、新装置、新製品、新商品の開発ならびに既存技術の向上に取り組んでまいりました。

また、海外子会社におきましては、販売体制の強化を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,314百万円（前連結会計年度比21.9%減）となりました。損益面におきましては、営業利益は476百万円（同45.9%減）、経常利益は579百万円（同37.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は399百万円（同35.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<工事施工>

積極的な提案型営業と高度技術の提供、徹底したコスト削減の実行により、受注拡大に努めました結果、プラズマ粉体肉盛工事の受注は増加しましたが、アルミダイカスト関連工事、電力関連現地機械加工工事、鉄鋼関連の保全工事の受注が減少したことにより、売上高は6,051百万円（前連結会計年度比18.3%減）、セグメント利益は816百万円（同28.2%減）となりました。

<溶接材料>

直販体制の優位性を活かし、新規顧客の開拓と既存顧客の更なる深耕による販売力強化に努めました。当社の主力でありますフラックス入りワイヤなどの製品の売上高は444百万円（前連結会計年度比15.9%減）、また、商品のアーク溶接棒、T I G・M I Gなどの溶接材料の売上高は637百万円（同15.0%減）となり、溶接材料の合計売上高は1,082百万円（同15.4%減）、セグメント利益は121百万円（同37.6%減）となりました。

<環境関連装置>

自動車産業用試験装置・検査装置の受注が減少したことにより、売上高は666百万円（前連結会計年度比45.8%減）、セグメント利益は112百万円（同38.0%減）となりました。

<その他>

自動車関連のダイカストマシーン用部品の受注が減少したことにより、売上高は514百万円（前連結会計年度比29.6%減）、セグメント利益は15百万円（同65.9%減）となりました。

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

セグメント	売上高	構成比	前連結会計年度比
工 事 施 工	6,051百万円	72.8 %	81.7 %
溶 接 材 料	1,082	13.0	84.6
環 境 関 連 装 置	666	8.0	54.2
そ の 他	514	6.2	70.4
合 計	8,314	100.0	78.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました固定資産の設備投資額は、70百万円であります。その主なものは、環境技術室事務所内装工事6百万円、クレーン付3トントラック7百万円、事業用土地造成29百万円であります。

なお、その資金はすべて自己資金を充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (2020年3月期)	第74期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	9,283,542	10,634,183	10,643,590	8,314,544
経 常 利 益(千円)	599,825	750,659	922,421	579,705
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	429,249	520,644	617,408	399,849
1株当たり当期純利益	269円37銭	329円29銭	390円49銭	252円89銭
総 資 産(千円)	8,065,240	8,811,011	9,355,505	8,475,735
純 資 産(千円)	4,370,945	4,837,788	5,404,382	5,788,662
1株当たり純資産額	2,747円81銭	3,043円09銭	3,400円81銭	3,642円38銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (2020年3月期)	第74期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	9,094,737	10,433,359	10,475,030	8,209,233
経 常 利 益(千円)	609,916	746,428	919,835	579,986
当期純利益(千円)	417,953	518,730	618,547	399,955
1株当たり当期純利益	262円28銭	328円08銭	391円22銭	252円96銭
総 資 産(千円)	7,939,724	8,701,050	9,252,933	8,366,510
純 資 産(千円)	4,418,709	4,873,859	5,431,109	5,800,331
1株当たり純資産額	2,794円71銭	3,082円59銭	3,435円03銭	3,668円56銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。
2. 2020年10月1日付で、1株を2株とする株式分割を実施いたしました。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第71期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後において、企業価値の向上、顧客の拡大を実現していくため、以下の重点実施項目を掲げ、経営基盤の強化充実を図ってまいります。

① 安全第一

安全衛生管理方針のもと、安全衛生活動を最優先して、従業員の安全と健康を確保してまいります。

② 新業界の開拓

環境関連や再生可能エネルギー関連などの新しい業界の開拓及び既存顧客の新規案件開拓を強力に推し進めてまいります。

③ 溶接材料の拡販

溶接材料においては、溶接材料販売促進部会の活動を強化するとともに全社一丸となって販売強化に努め、主力である既存の製品とその他の商品群の拡販に取り組んでまいります。

④ 部会活動の強化

営業部門においては更なる高度な知識、手段が必要となるため、それに応えるべく自動車部会・溶接材料販売促進部会・鉄鋼部会の各部会活動を推進し、営業活動の高度化を進めてまいります。

⑤ 品質管理強化及び徹底したコスト削減

品質管理を強化し、不適合品、重大クレームを撲滅するとともに、各本部間の連携と支援体制をこれまで以上に強化することにより、受注量の増加と徹底したコスト削減を実行してまいります。

⑥ 新技術、新製品、新装置の早期開発

売上拡大のため、顧客の要求する新技術、新製品、新装置を早期に開発し、既存顧客と新規顧客に積極的に販売してまいります。

⑦ 海外事業の売上拡大

海外子会社は、組織力を強化するとともに、受注量の増加により売上拡大に取り組んでまいります。

⑧ 内部統制のレベルアップ

内部統制システムの確実な実践と有効な内部監査により、内部統制の更なるレベルアップを図ってまいります。

⑨ 社会への貢献活動

経営理念、品質方針、環境方針を遵守し、社会への貢献活動に積極的に取り組んでまいります。

以上の課題に全力で取り組み、企業価値の更なる向上に努めてまいる所存でございますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメント	事業内容
工事施工	各種溶接工事、トッププレート工事、プラズマ粉体肉盛溶接工事、現地機械加工工事、各種オーバーホール等の施工
溶接材料	フラックス入りワイヤ、特殊溶接棒、プラズマ粉体肉盛溶接用材料、TIG・MIG溶接用材料等の製造販売
環境関連装置	環境関連装置等の製造販売
その他	アルミダイカストマシーン用部品の販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	兵庫県尼崎市	
営業所	北海道 (北海道室蘭市) 日立 (茨城県日立市) 鹿島 (茨城県鹿嶋市) 宇都宮 (栃木県宇都宮市) 君津 (千葉県君津市) 千葉 (千葉県千葉市) 東京 (東京都大田区) 浜川 (神奈川県川崎市) 静岡 (静岡県沼津市)	名古屋 (愛知県名古屋市) 東海 (愛知県東海市) 大阪 (兵庫県尼崎市) 姫路 (兵庫県姫路市) 岡山 (岡山県倉敷市) 福山 (広島県福山市) 広島 (広島県広島市) 九州 (福岡県飯塚市) 西九州 (長崎県長崎市)
工場	室蘭 (北海道室蘭市) イタンキ (北海道室蘭市) 君津 (千葉県君津市) 尼崎 (兵庫県尼崎市)	姫路 (兵庫県姫路市) 引野 (広島県福山市) 九州 (福岡県飯塚市)
技術・研究部	尼崎 (兵庫県尼崎市) 環境技術室 (愛知県名古屋市)	白山 (石川県白山市)

② 子会社

TOKUDEN TOPAL CO., LTD.	タイ国 バンコク市
特電佐鳴(南通)機械製造有限公司	中華人民共和国 江蘇省南通市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内	240 (45) 名	0名 (9名増)
海 外	11 (0) 名	1名増 (0名)
合 計	251 (45) 名	1名増 (9名増)

(注) 使用人数は、就業員数であり、契約従業員及び嘱託従業員は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
240 (45) 名	0名 (9名増)	41.2 歳	15.0 年

(注) 使用人数は、就業員数 (当社から他社への出向者1名を除き、他社から当社への出向者1名を含む。) であり、契約従業員及び嘱託従業員は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	30,000 千円
株 式 会 社 み な と 銀 行	30,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 5,208,000 株

(注) 2020年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、発行可能株式総数は2,604,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 1,602,000 株

(注) 2020年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、発行済株式の総数は801,000株増加しております。

③ 株 主 数 525 名

④ 大 株 主 (上位13名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
光 通 信 株 式 会 社	156,400 株	9.89 %
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	156,400	9.89
特 殊 電 極 従 業 員 持 株 会	116,200	7.34
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	89,900	5.68
大 野 昌 克	34,000	2.15
坂 西 啓 至	34,000	2.15
宮 田 純 子	34,000	2.15
福 田 博	33,600	2.12
坂 地 一 晃	30,000	1.89
坂 本 浩 司	30,000	1.89
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	30,000	1.89
株 式 会 社 み な と 銀 行	30,000	1.89
樋 口 美 恵 子	30,000	1.89

(注) 持株比率は、自己株式 (20,906株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上林克彦	TOKUDEN TOPAL CO., LTD. PRESIDENT
取締役	榎本美喜	工事営業本部長 特電佐鳴（南通）機械製造有限公司 監事
取締役	太田浩二	尼崎工場長 特電佐鳴（南通）機械製造有限公司 董事長
取締役	外崎敬一	社長室長
取締役	島田宏亮	第一営業本部長
取締役	西川 誉	第二営業本部長
常勤監査役	北正己	
監査役	藤田寛	
監査役	濱田雄久	弁護士法人なにわ共同法律事務所 弁護士 大阪大学法科大学院 招聘教授 藤原運輸株式会社 監査役

- (注) 1. 常勤監査役北 正己氏及び監査役濱田雄久氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役北 正己氏は、公認会計士として幅広い専門知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役濱田雄久氏は、弁護士として幅広い専門知識と経験があり、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤監査役北 正己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社のすべての取締役及び監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお保険料は、保険料の10%にあたる額を被保険者が負担しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	42,381	42,381	—	—	6
監 査 役	23,040	23,040	—	—	3
(うち社外監査役)	(17,640)	(17,640)	(—)	(—)	(2)
合 計	65,421	65,421	—	—	9
(うち社外役員)	(17,640)	(17,640)	(—)	(—)	(2)

(注) 1. 当社は社外取締役を選任していません。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1992年6月15日開催の第45回定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役濱田雄久氏は、弁護士法人なにお共同法律事務所の弁護士であり、同事務所は当社と法律顧問契約をしております。

また、同氏は、大阪大学法科大学院の招聘教授及び藤原運輸株式会社の監査役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 北 正 己	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、監査役会13回のうち13回出席いたしました。 公認会計士の経験から、取締役会において、取締役会の意思決定、内部統制や内部監査の妥当性について必要な発言を行っております。また、監査役会においては、常勤監査役として、業務監査の結果と日常業務上の重要事項の報告及び会計面を中心に問題の提起を行っております。
監査役 濱 田 雄 久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、監査役会13回のうち13回出席いたしました。 弁護士の経験から、取締役会において、取締役会の判断の妥当性について必要な発言を行っております。また、監査役会においては、企業の継続性を重視し、慎重な経営判断が行われるべく発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	31,350千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、収益認識に関する会計基準に対応するアドバイザー業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算出根拠、会計監査の職務遂行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると監査役全員が認めた場合、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任するものとします。

また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人が必要と判断した場合は、その解任または不再任を株主総会の目的とするよう、監査役会は必要な決定を行うものとします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、
以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営理念を基礎として、取締役及び使用人が規範として遵守すべき企業倫理・コンプライアンス確保の基準を定め、浸透を図る。
- ② 財務報告に係る内部統制の整備を行い、その運用状況を定期的に評価し、財務報告の信頼性の確保を図る。
- ③ 使用人の職務の執行が、法令、定款、社内規程及び社会規範から逸脱することなく適正かつ誠実に実行される状況について内部監査を実施し、業務の適正確保を図る。
- ④ 内部通報規程の運用により、コンプライアンス経営の強化を図る。

(運用状況)

- i 当社は、「トクデン行動基準」を定め、これを全事業所へ掲示するとともに取締役及び使用人の全員に対し、行動基準カードを作成・配付して取締役及び使用人が規範として遵守すべき企業倫理・コンプライアンス確保の浸透に努めております。
- ii 当社は、内部監査部門を中心に、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行うことで全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正化をモニタリングしております。
- iii 当社は、内部監査において行動基準に定める各方針の実施状況について監査を実施しております。
- iv 当社は、社内の内部通報窓口に加え外部の弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を制定しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会規則、稟議規程、文書管理規程、個人情報保護規程、インサイダー取引管理規程等の諸規程を中心に情報の保存及び管理を徹底する。
- ② リスクの詳細な項目を特定する活動の結果を受けて、これらの規程の再検討を行い、適切にその改正、追加を行う。

(運用状況)

- i 当社は、取締役の職務の執行に係る諸規程を中心に取締役会、幹部会等の議事録・会議資料、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っております。
- ii 当社は、リスクの詳細な項目を特定する活動の結果を受けて、当事業年度において、必要な社内規程の改正及び新設を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理規程、事業継続計画（BCP）によりリスクの再評価、リスクの詳細な項目を特定する活動を行い、その対応策を定め、危機管理体制の強化を行う。

(運用状況)

当社は、経営危機管理規程、事業継続計画（BCP）等の運用により、事業を取り巻くリスクについて適確に分析・評価し、取締役会及び幹部会において継続的に対応策について検討し、実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会において、年度の目標・経営計画及び経営に関する重要事項を協議決定する。
- ② 取締役会規則、幹部会規程、組織規程、業務分掌規程等の整備を中心に、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に執行される体制の整備を行う。
- ③ 取締役は、取締役会において決定された方針及び計画に基づき、具体策等の立案・実行を行い、その結果を幹部会において定期的に報告するとともに、計画と実績の対比により進捗管理を行う。

(運用状況)

- i 当社は、取締役会において、年度の目標・経営計画及び経営に関する重要事項を協議・決定し、幹部会においては、取締役会で決定された方針及び計画に基づいた具体策等の立案・実行の結果を定期的に報告するとともに、進捗管理を行っております。
- ii 当社は、取締役会及び幹部会などの重要な会議体については、年間開催スケジュールを策定するとともに、情報の事前提供を実施し、職務の執行の適正性及び効率性の向上に努めております。

5. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

年度計画に基づく業務進捗状況の報告と重要事項の報告を当社の取締役会もしくは幹部会に対して定期的に行う。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理規程に定める経営危機の範囲について子会社を含めたリスクの再評価、リスクの詳細な項目を特定する活動を適時行い、その対応策を定め、危機管理体制の強化を行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社における適正な職務権限、業務分掌及び責任を明確化し、職務執行の効率化を図る。
- ② 子会社との相互連携の強化と情報の共有化を図り、子会社の指導、支援を行う。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役員及び財務に関する事項ならびに子会社の業務に関する重要事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会が承認する。

(運用状況)

- i 当社は、子会社から業務進捗状況及び重要事項の報告を取締役会もしくは幹部会が受けることで、業務執行状況をモニタリングしております。
 - ii 当社グループは、社内諸規程に基づき、適正な職務権限、業務分掌及び責任を明確化し、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、相互連携の強化と情報の共有化を図っております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、その求めに応じ監査役に直属する補助の使用人を置く。
 - ② 当該使用人の取締役からの独立性及び職務の実効性を確保するために、当該使用人の採用・人事評価・異動・給与及び懲戒については、監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合には、当該監査役）の同意を必要とする。

(運用状況)

当社の監査役に係る諸規程において、以上の事項を定めております。

7. **取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、または不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を当社の監査役に対して速やかに報告を行う。

(運用状況)

当社の監査役は取締役会・幹部会等において、取締役及び使用人から担当業務の執行状況の報告を受けております。また、法令違反行為等、当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実が発見された場合には、直ちに当社の監査役または監査役会が報告を受けることとしております。

8. **監査役へ上記7. の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報規程により、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いの禁止及び報告者の保護を定める。

(運用状況)

当社の内部通報規程ならびに監査役に係る諸規程に基づき、不利な取扱いを行わない体制としております。

9. **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

(運用状況)

当社の監査役に係る諸規程に基づき、適切な処理を実施しております。

10. **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役は、監査役との間に定期的に会合をもち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

- ② 内部監査部門は監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

(運用状況)

代表取締役と監査役会は原則として年間2回の会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、監査役は内部監査への同行等を通じ内部監査部門と緊密な連携を保ち、監査役監査の実効性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の向上・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では、特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,612,939	流動負債	1,958,370
現金及び預金	2,564,396	支払手形及び買掛金	1,489,628
受取手形及び売掛金	2,751,189	短期借入金	60,000
電子記録債権	334,270	未払法人税等	16,428
商品及び製品	506,014	賞与引当金	160,214
仕掛品	17,262	工事損失引当金	10,776
半成工事	286,058	その他	221,321
原材料及び貯蔵品	95,471	固定負債	728,702
その他	80,142	退職給付に係る負債	586,998
貸倒引当金	△21,867	長期預り金	70,788
固定資産	1,862,795	その他	70,915
有形固定資産	1,451,826	負債合計	2,687,072
建物及び構築物	193,989	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	218,478	株主資本	5,781,530
土地	1,014,129	資本金	484,812
建設仮勘定	3,018	資本剰余金	394,812
その他	22,210	利益剰余金	4,942,179
無形固定資産	33,207	自己株式	△40,273
投資その他の資産	377,761	その他の包括利益累計額	△22,584
投資有価証券	78,022	その他有価証券評価差額金	28,850
繰延税金資産	251,842	為替換算調整勘定	1,582
その他	47,897	退職給付に係る調整累計額	△53,017
資産合計	8,475,735	非支配株主持分	29,716
		純資産合計	5,788,662
		負債・純資産合計	8,475,735

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,314,544
売 上 原 価		6,072,005
売 上 総 利 益		2,242,538
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,766,068
営 業 利 益		476,470
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,797	
雇 用 調 整 助 成 金	94,444	
そ の 他	8,429	104,671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	275	
そ の 他	1,160	1,435
経 常 利 益		579,705
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	199	199
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	112	
固 定 資 産 除 却 損	2,748	2,860
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		577,045
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	109,239	
法 人 税 等 調 整 額	68,158	177,397
当 期 純 利 益		399,647
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		202
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		399,849

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日 残高	484,812	394,812	4,601,620	△40,273	5,440,971
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△59,291	-	△59,291
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	399,849	-	399,849
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	340,558	-	340,558
2021年3月31日 残高	484,812	394,812	4,942,179	△40,273	5,781,530

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額合計		
2020年4月1日 残高	291	△1,043	△63,214	△63,967	27,377	5,404,382
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△59,291
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	399,849
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	28,558	2,626	10,197	41,382	2,338	43,721
連結会計年度中の変動額合計	28,558	2,626	10,197	41,382	2,338	384,280
2021年3月31日 残高	28,850	1,582	△53,017	△22,584	29,716	5,788,662

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数…………… 2社
- ・ 連結子会社の名称…………… TOKUDEN TOPAL CO., LTD.
特電佐鳴（南通）機械製造有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるTOKUDEN TOPAL CO., LTD.及び特電佐鳴（南通）機械製造有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び仕掛品……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 半成工事……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 貯蔵品……………主として最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物……………10年から47年
- ・機械装置及び運搬具……………5年から10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

工事損失の発生に備えるため、損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付に係る負債を計上しております。当該算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当連結会計年度269千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて掲記することといたしました。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	55,456千円
土 地	255,375千円
計	310,832千円

上記の物件は、短期借入金60,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	3,236,938千円
--	-------------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,602,000株

(注) 2020年10月1日を効力発生日として、1株を2株とする株式分割を実施しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年6月24日開催の第73回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	31,621千円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月25日

ロ. 2020年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	27,669千円
・1株当たり配当額	35円
・基準日	2020年9月30日
・効力発生日	2020年12月4日

(注) 2020年10月1日を効力発生日として、1株を2株とする株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2021年6月25日開催予定の第74回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	28,459千円
・1株当たり配当額	18円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用等方針に従い、一時的な余資については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については短期的運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、現在利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,564,396	2,564,396	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,751,189		
貸倒引当金(※)	△21,607		
	2,729,582	2,729,582	-
(3) 電子記録債権	334,270	334,270	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	77,022	77,022	-
資産計	5,705,271	5,705,271	-
(5) 支払手形及び買掛金	1,489,628	1,489,628	-
(6) 短期借入金	60,000	60,000	-
(7) 未払法人税等	16,428	16,428	-
(8) 長期預り金	70,788	70,731	△57
負債計	1,636,846	1,636,789	△57

(※)受取手形及び売掛金に対して計上している個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

- (5) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 短期借入金

短期借入金は1年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期預り金

長期預り金の時価は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,642円38銭

(2) 1株当たり当期純利益 252円89銭

(注) 2020年10月1日を効力発生日として、1株を2株とする株式分割を実施しております。

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

8. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、2022年3月期末には一定の影響が残るものと仮定し、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,513,845	流動負債	1,914,377
現金及び預金	2,529,976	支払手形	999,769
受取手形	319,272	買掛金	455,710
電子記録債権	334,270	短期借入金	60,000
売掛金	2,353,831	リース債	4,716
商品及び製品	503,438	未払金	113,819
仕掛品	17,262	未払費用	60,661
半成品	284,653	未払法人税等	16,428
原材料及び貯蔵品	95,471	預り金	28,885
その他	75,705	賞与引当金	160,100
貸倒引当金	△38	工事損失引当金	10,776
固定資産	1,852,665	その他	3,509
有形固定資産	1,433,276	固定負債	651,801
建物	187,081	リース債	11,399
構築物	3,018	退職給付引当金	510,823
機械及び装置	181,584	長期預り金	70,788
車両運搬具	22,647	その他	58,789
工具、器具及び備品	20,551	負債合計	2,566,179
土地	1,014,129	(純資産の部)	
リース資産	1,244	株主資本	5,771,481
建設仮勘定	3,018	資本金	484,812
無形固定資産	33,207	資本剰余金	394,812
ソフトウェア	10,555	資本準備金	394,812
リース資産	14,871	利益剰余金	4,932,129
電話加入権	7,780	利益準備金	12,260
投資その他の資産	386,182	その他利益剰余金	4,919,869
投資有価証券	78,022	土地圧縮積立金	49,802
出資	3,250	建物圧縮積立金	20,994
関係会社出資金	33,150	別途積立金	3,460,000
関係会社貸付金	20,000	繰越利益剰余金	1,389,072
繰延税金資産	228,629	自己株式	△40,273
その他の	43,130	評価・換算差額等	28,850
貸倒引当金	△20,000	その他有価証券評価差額金	28,850
資産合計	8,366,510	純資産合計	5,800,331
		負債・純資産合計	8,366,510

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,209,233
売 上 原 価	5,995,385
売 上 総 利 益	2,213,848
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,737,102
営 業 利 益	476,745
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,941
雇 用 調 整 助 成 金	94,444
駐 車 場 収 入	2,776
そ の 他	5,393
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	275
駐 車 場 収 入 原 価	897
そ の 他	141
経 常 利 益	579,986
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	199
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	112
固 定 資 産 除 却 損	2,748
税 引 前 当 期 純 利 益	577,325
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	109,239
法 人 税 等 調 整 額	68,131
当 期 純 利 益	399,955

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									評価・換算 差 額	純資産 計	
	資本金	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 計			その 他 有 価 証 券 差 額
		資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計					
資本準備金	土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	剰 余 金 計							
2020年4月1日 残高	484,812	394,812	12,260	49,802	22,726	3,460,000	1,046,676	4,591,465	△40,273	5,430,817	291	5,431,109
事業年度中の変動額												
建物圧縮積立金の 取 崩	-	-	-	-	△1,731	-	1,731	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△59,291	△59,291	-	△59,291	-	△59,291
当期純利益	-	-	-	-	-	-	399,955	399,955	-	399,955	-	399,955
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,558	28,558
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△1,731	-	342,395	340,664	-	340,664	28,558	369,222
2021年3月31日 残高	484,812	394,812	12,260	49,802	20,994	3,460,000	1,389,072	4,932,129	△40,273	5,771,481	28,850	5,800,331

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 半成工事……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・ 建物……………22年から47年

・ 機械及び装置……………10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

・ 自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

工事損失の発生に備えるため、損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額を、費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当事業年度269千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて掲記することといたしました。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	55,456千円
土	地	255,375千円
計		310,832千円

上記の物件は、短期借入金60,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,216,221千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）
短期金銭債権 959千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 8,302千円

仕入高 377千円

その他の営業取引高 2,520千円

営業取引以外の取引による取引高 199千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 20,906株

(注) 2020年10月1日を効力発生日として、1株を2株とする株式分割を実施しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	3,038千円
賞与引当金	48,670千円
工事損失引当金	3,276千円
たな卸資産	16,818千円
未払費用	7,624千円
建物	20,731千円
退職給付引当金	155,290千円
資産除去債務	17,006千円
減損損失	7,156千円
投資有価証券	15,586千円
関係会社株式	10,792千円
貸倒引当金	6,091千円
その他	5,160千円
小計	317,243千円
評価性引当額	△56,403千円
繰延税金資産合計	260,840千円
繰延税金負債	
土地建物圧縮積立金	△30,923千円
その他有価証券評価差額金	△1,287千円
繰延税金負債合計	△32,210千円
繰延税金資産の純額	228,629千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,668円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 252円96銭 |

(注) 2020年10月1日を効力発生日として、1株を2株とする株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

9. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、2022年3月期末には一定の影響が残るものと仮定し、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

特殊電極株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 康弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特殊電極株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特殊電極株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

特殊電極株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 康弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特殊電極株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、事業所の内部監査に立会うなど監視及び検証を実施いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会としては今後の社会環境の変化、より多様化・複雑化する企業運営のため、内部管理体制の一層の充実・強化とともに、業務処理の確実性を図る必要性があると考えており、今後とも監視・検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

特殊電極株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	北	正	己	㊟	
監査役	藤	田	寛	㊟	
監査役（社外監査役）	濱	田	雄	久	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、業績の状況、今後の事業展開等を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

つきましては、当期の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は28,459,692円となります。

(注) 当社は、2020年10月1日付で、普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。2020年9月30日を基準日としてお支払いしました中間配当金（1株につき35円）は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると17円50銭に相当しますので、期末配当金と合わせた当期の年間配当金相当額は1株当たり35円50銭に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、経営の監督機能の一層の強化を図るとともに意思決定のさらなる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に係る規定の削除等を行うとともに、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。なお、今般の定款変更後も引き続き株主総会決議によって剰余金の配当等を行うことも可能であります。
- (3) 当社グループの事業の現状に即し、事業目的の追加及び削除を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の変更、文言の整備その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって、効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<u>1. 特殊溶接棒の製造ならびに販売</u> <u>2. 溶接材料の製造ならびに販売</u> <u>3. 各種溶接機および溶接機関連部品の製造ならびに販売</u>	<削 除> <u>1. 各種溶接材料の製造ならびに販売</u> <u>2. 各種溶接機および溶接機関連部品の製造ならびに販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. <u>溶接工事およびこれに付帯する工 事の請負</u></p> <p>5. <u>前各項に関する試作研究業務</u></p> <p>6. <u>毒物および劇物の販売</u></p> <p>7. <u>耐摩耗用クラッド鋼板の製造なら びに販売</u></p> <p>8. <u>各種産業用機械装置の製造ならび に販売</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p>9. <u>前各項に付帯する一切の業務</u></p>	<p>3. <u>溶接工事およびこれに付帯する工 事の請負</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><削 除></p> <p style="padding-left: 40px;"><削 除></p> <p>4. <u>耐摩耗用クラッド鋼板の製造なら びに販売</u></p> <p>5. <u>各種産業用機械装置および機械部 品の設計、製造、販売ならびに修 理</u></p> <p>6. <u>前各項に関する試作研究業務</u></p> <p>7. <u>毒物および劇物の販売</u></p> <p>8. <u>前各項に付帯する一切の業務</u></p>
<p>第3条 <条文省略></p>	<p>第3条 <現行どおり></p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><削 除></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 <条文省略></p>	<p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条 <条文省略></p>	<p>第6条 <現行どおり></p>
<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって自己 の株式を取得することができる。</u></p>	<p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 ） <条文省略></p> <p>第9条</p> <p>(議事録)</p> <p>第10条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第11条 ） <条文省略></p> <p>第12条</p> <p> 第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条 <条文省略></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p>	<p>第7条 ） <現行どおり></p> <p>第8条</p> <p> <削 除></p> <p>第9条 ） <現行どおり></p> <p>第10条</p> <p> 第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条 <現行どおり></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法)	(決議の方法)
<p>第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第14条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
2. <条文省略>	2. <現行どおり>
第17条	第15条
} <条文省略>	} <現行どおり>
第18条	第16条
<新 設>	<u>(株主総会の議事録)</u>
第4章 取締役および取締役会	<p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
(員 数)	第4章 取締役および取締役会
第19条 当会社の取締役は10名以内とする。	(員 数)
<新 設>	第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内とする。
(選任方法)	2. 当会社の監査等委員である取締役は、 <u>4名以内とする。</u>
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法)
2. <条文省略>	第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
3. <条文省略>	2. <現行どおり>
	3. <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第22条 } <条文省略></p> <p>第24条</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 } <現行どおり></p> <p>第23条</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
	<p><u>第25条</u> 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条 ＜ 条文省略 ＞</p>	<p>第26条 ＜ 現行どおり ＞</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>2. ＜ 条文省略 ＞</p>	<p>2. ＜ 現行どおり ＞</p>
<p>第28条 ＜ 条文省略 ＞</p>	<p>第28条 ＜ 現行どおり ＞</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">＜ 削 除 ＞</p>
<p><u>(員 数)</u></p> <p><u>第30条</u> 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">＜ 削 除 ＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(任 期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則によるものとする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(報酬等)</u> 第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u> 第30条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p>
<p>第38条 } ＜条文省略＞ 第39条</p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第34条 } ＜現行どおり＞ 第35条</p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>第41条 ＜条文省略＞</p>	<p>第37条 ＜現行どおり＞</p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月<u>31</u>日とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第44条 <条文省略></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月<u>31</u>日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><削 除></p> <p>第40条 <現行どおり></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かんばやし かつひこ 上林 克彦 (1953年7月5日生)	1976年4月 大同電設株式会社入社 1980年7月 当社入社 1999年4月 当社北海道営業所長 2005年4月 当社第三営業部長兼大阪営業所長 2007年4月 当社第一営業本部長兼第三営業部長 2007年6月 当社取締役第一営業本部長兼第三営業部長 2010年4月 当社取締役営業本部長 2011年4月 当社取締役工事本部長兼トッププレート部長兼工事企画部長 2012年4月 当社取締役工事本部長兼トッププレート部長 2013年4月 当社取締役工事本部長 2013年6月 当社取締役営業本部長 2016年6月 当社常務取締役営業本部長 2017年10月 当社常務取締役営業統括 2018年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) TOKUDEN TOPAL CO., LTD. PRESIDENT	11,400株
<p>【選任理由】 上林 克彦氏は、当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、経営の指揮を執ってまいりました。引き続き同氏の経験等を当社経営及び監督に活かしたく、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	にしかわ ほまれ 西川 誉 (1970年8月26日生)	1993年4月 当社入社 2006年4月 当社福山営業所長 2014年4月 当社第三営業部長代理兼福山営業所長 2015年4月 当社第三営業部長 2017年10月 当社第二営業本部長代理 2018年4月 当社第二営業本部長 2018年6月 当社取締役第二営業本部長(現任)	800株
		【選任理由】 西川 誉氏は、当社業界の状況に精通し、豊富な経験・実績・見識を有するとともに、取締役として就任以降、当社の企業価値の向上に貢献しております。同氏の在任期間中の業績及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、また当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
3	えのもと よしき 榎本 美喜 (1957年12月11日生)	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社千葉営業所長 2009年4月 当社東海営業所長 2013年4月 当社第三営業部長代理兼東海営業所長 2014年4月 当社第三営業部長兼東海営業所長 2015年4月 当社工事本部長代理兼工事部長 2016年4月 当社工事本部長 2016年6月 当社取締役工事本部長 2019年4月 当社取締役工事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 特電佐鳴(南通)機械製造有限公司 監事	6,900株
		【選任理由】 榎本 美喜氏は、工事・営業分野における豊富な経験・実績・見識を有しており、取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	おおた こうじ 太田 浩二 (1960年2月25日生)	1983年4月 当社入社 2006年4月 当社尼崎工場研究開発部長補佐 2011年4月 当社尼崎工場長代理兼研究開発部長 2013年4月 当社尼崎工場長兼研究開発部長 2016年4月 当社尼崎工場長 2016年6月 当社取締役尼崎工場長(現任) (重要な兼職の状況) 特電佐鳴(南通)機械製造有限公司 董事長	3,700株
		<p>【選任理由】 太田 浩二氏は、生産・研究開発分野における豊富な経験・実績・見識を有しており、取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
5	とのさき けいいち 外崎 敬一 (1964年9月10日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社社長室品質保証部長補佐 2012年4月 当社社長室経営企画部長補佐 2013年4月 当社社長室経営企画部長 2016年4月 当社社長室本部長代理 2018年4月 当社社長室長 2018年6月 当社取締役社長室長 2021年4月 当社取締役社長室長兼管理統括本部長(現任)	2,800株
		<p>【選任理由】 外崎 敬一氏は、経営全般にわたる豊富な経験・実績・見識を有しており、取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
6	しまだ ひろあき 島田 宏亮 (1969年6月17日生)	1993年4月 当社入社 2004年4月 当社静岡営業所長 2006年4月 当社宇都宮営業所長 2010年4月 当社第一営業部長 2017年10月 当社第一営業本部長代理 2018年4月 当社第一営業本部長 2018年6月 当社取締役第一営業本部長(現任)	5,800株
		<p>【選任理由】 島田 宏亮氏は、営業分野における豊富な経験・実績・見識を有しており、取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
7	※ はた ひろやす 畑 博 康 (1972年12月23日生)	1995年8月 当社入社 2007年4月 当社京浜営業所長 2015年4月 当社第二営業部長代理兼京浜営業所 長 2018年4月 当社第二鉄鋼営業部長兼京浜営業所 長 2019年4月 当社第4営業部長 (現任)	—
<p>【選任理由】</p> <p>畑 博康氏は、営業分野における豊富な業務経験と当社業界に関する知見を有しており、重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を果たすことができるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。本議案が承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>※</p> <p>きた まさみ</p> <p>北 正 己</p> <p>(1963年9月20日生)</p>	<p>1987年4月 株式会社幸福相互銀行入社</p> <p>1989年1月 同行退社</p> <p>1989年1月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>1997年4月 公認会計士登録</p> <p>2002年7月 同法人シニアマネジャー</p> <p>2011年9月 同法人退所</p> <p>2012年2月 アークレイ株式会社入社</p> <p>2013年2月 同社退社</p> <p>2013年6月 当社常勤監査役(現任)</p>	2,900株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>北 正己氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、監査等委員である取締役として客観的に公正な立場からその職務を適切に遂行していただけるものと判断するとともに、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を活かして、経営に対する助言を行っていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	※ はまだ たけひさ 濱 田 雄 久 (1968年10月5日生)	1993年4月 司法研修所入所 1995年4月 大阪弁護士会に弁護士登録 なにわ共同法律事務所(現弁護 士法人なにわ共同法律事務 所)入所 2004年8月 アメリカ合衆国 Duke University School of Lawに 留学 2005年8月 シンガポール共和国 Rajah & Tann法律事務所にて研修 2006年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2006年8月 なにわ共同法律事務所(現弁護 士法人なにわ共同法律事務 所)復帰(現任) 2006年10月 大阪大学法科大学院 非常勤 講師 2011年6月 当社監査役(現任) 2018年4月 大阪弁護士会副会長(2019年3 月まで) (重要な兼職の状況) 弁護士法人なにわ共同法律事務所 弁護士 大阪大学法科大学院 招聘教授 藤原運輸株式会社 監査役	1,100株
【選任理由及び期待される役割の概要】 濱田 雄久氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経 験はありませんが、監査等委員である取締役として客観的に公正な立場からその職務を 適切に遂行していただけるものと判断するとともに、弁護士としての幅広い専門知識と 高い見識を活かして、経営に対する助言を行っていただけるものと期待し、選任をお願 いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時 をもって10年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ おがさわら みのる 小笠原 稔 (1954年8月30日生)	1973年4月 当社入社 1998年4月 当社姫路営業所長 2003年4月 当社君津営業所長 2006年4月 当社君津工場長 2010年4月 当社工事部長 2014年4月 当社工事本部長代理兼工事部長 2015年4月 当社工事本部工事部参事 2019年4月 当社第二営業本部第4営業部参事 2019年8月 当社退社	6,000株
【選任理由】 小笠原 稔氏は、当社での長年にわたる豊富な業務経験と当社業界に関する知見を有しており、監査等委員である取締役として客観的に公正な立場からその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 北 正己氏及び濱田 雄久氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、北 正己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
5. 濱田 雄久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。本議案が承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1992年6月15日開催の第45回定時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額120,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名となります。

また、本議案に係る報酬等の額は、他社水準及び当社の業績等を総合的に勘案した結果、相当なものであると判断しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

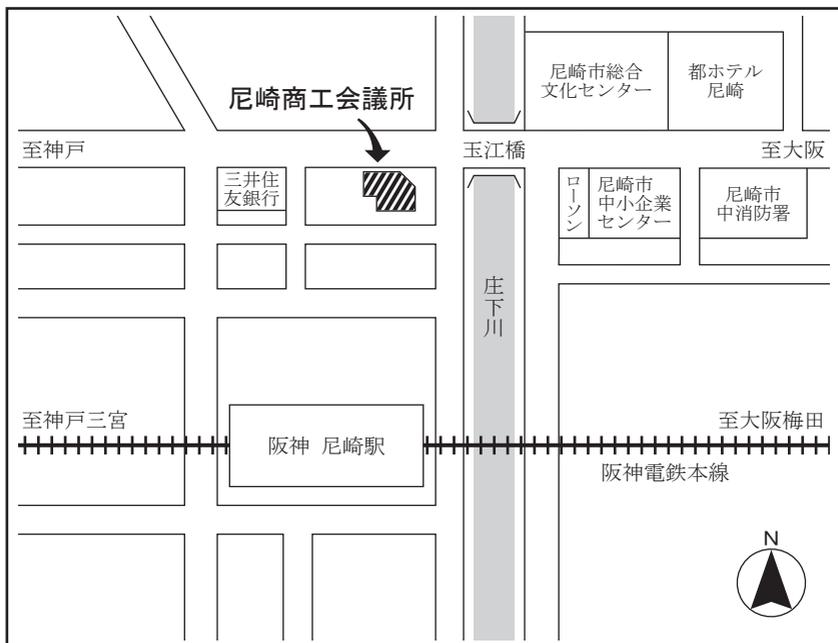
第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして、相当なものであると判断しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

以 上

(メ モ)

株主総会会場ご案内図



(会場) 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96
ニ崎商工会議所 7階701会議室
TEL (06) 6411-2255

(交通) 阪神電車 尼崎駅より徒歩約5分

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

